

フランスのジェール県からの
生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について

平成 30 年 2 月 14 日

今般、フランスのジェール県において低病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、平成 30 年 2 月 6 日付けで同県から日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等について、輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

1 輸入停止措置の対象地域

ジェール県

2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 生きた家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも目の鳥類に限る。以下同じ。）
- (2) 家きんの肉、臓器等及びそれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、(2) 及び (3) のうち、平成 30 年 1 月 7 日以前にと殺又は採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（平成 30 年 1 月 7 日までに加工・梱包まで終了していることが必要。）をフランス政府が証明しているものは除く。

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

ただし、平成30年1月7日以前に生産され、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであることをフランス政府が証明しているものは除く。

なお、ニューカッスル病又は家きんコレラの発生地域から輸入される羽毛については、引き続き当該消毒措置の対象となる。